

岩沼市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の一部を改正する条例

岩沼市まち・ひと・しごと創生推進基金条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 次に掲げる寄附金は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額を基金として積み立てるものとする。

- (1) ふるさと納税寄附金（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）
- (2) 企業版ふるさと納税寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てるため、法人から受けた寄附金をいう。）
- (3) その他まち・ひと・しごと創生を推進するための寄附金であって、市長が適当と認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。